

被保険者保険料負担軽減措置について（事務局素案）

平成 31 年 月 日
船員保険協議会

本協議会においては、昨年7月から〇回にわたり、今後の収支見通しや被保険者の負担軽減措置に係る準備金の残高見込み等を踏まえ、今後の当該負担軽減措置のあり方について議論を行ってきた。

当協議会における当該負担軽減措置の今後のあり方について、以下のとおり整理する。

- 被保険者保険料負担軽減措置については、船員保険制度の見直しについて議論された船員保険事業運営懇談会において船員保険関係者により合意が図られた措置であり、「報告書（船員保険制度の見直しについて）船員保険事業運営懇談会 平成 18 年 12 月 21 日」に次のように記載されている。

〈積立金及び資産〉

- 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約 170 億円、失業部門約 230 億円、福祉・業務取扱部門約 70 億円。平成 21 年度末時点の見込み。）※については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てる必要がある。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約 1,300 億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第 6 回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成 17 年 8 月 26 日）の資料による（被保険者数は、平成 27 年度に 3 万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- このように船員保険制度の見直しに当たって、船員保険の積立金の整理が行われた際に、被保険者の拠出に対応する積立金を活用して当該負担軽減措置を行うことが合意されたものである。

- 全国健康保険協会が船員保険を運営することとなった平成 22 年 1 月分から 24 年 2 月分までは 0.15%、24 年 3 月分から 25 年 2 月分までは 0.35%、25 年 3 月分から現在に至るまで 0.50%を保険料率から控除する負担軽減措置を実施してきた。
- 負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る準備金は約 200 億円であったが、このまま 0.50%の控除を続けた場合には、2025 年度中には当該準備金が枯渇する見通しとなっている。財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となる。
- 被保険者負担を急激に増加させることは望ましくなく、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせることが必要であるとの考えから、2022 年度から 2025 年度まで 0.1%ずつ控除率を引下げていく。
なお、2026 年度の控除率については、2025 年度末における当該措置に係る準備金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。
- 2022 年度以降、控除率の引下げにより被保険者の負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者が混乱を来さないよう周知・広報を徹底していく。
- なお、疾病部門の今後の保険料率については、船員保険法に従い当協議会で議論することとなるが、高齢者医療制度への拠出を含めた医療費の増加の見通し、被保険者数や賃金の動向等を踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を行う観点から検討を行うものとする。